

開会の日 令和4年3月11日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	籠 山	恵美子
副委員長	上ヶ吹	豊孝
委員	野村	勝憲
委員	住田	清美
委員	井端	浩二
委員	谷口	敬信

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
環境水道部長	横山	裕 和
環境課長	柚原	徹 守
環境課施設係長	渡辺	晃 吾
水道課下水道係長	木村	誠 賢
環境課施設長心得	中田	賢 一
農林部長	野村	久 徳
畜産振興課長	古川	尚 孝
畜産振興課畜産係長	加藤	唯 高
基盤整備部長	森	英 樹
建設課長	藤白	規 良
建設課管理係長	川崎	忠 相

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	渡 辺	莉 奈

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第31号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
議案第32号	高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
議案第33号	飛騨市飛騨牛調教用グラウンド施設条例を廃止する条例について
議案第34号	市道路線の廃止について
議案第35号	市道路線の認定について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（籠山恵美子）

皆さん、こんにちは。ただいまから第2回産業常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われまじようお願いします。

次に執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

◆議案第31号 飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について

◆議案第32号 高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について

●委員長（籠山恵美子）

それでは、議案第31号、飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について、及び議案第32号、高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約についてを会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（籠山恵美子）

横山環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、議案の議案第31号について説明申し上げます。初めに4ページのほうをお願いいたします。それでは議案の要旨を説明いたします。提案理由でございます。北吉城クリーンセンターを、し尿処理施設からし尿中継施設へ変更するための改正でございます。制定改廃の根拠等は市独自の改正でございます。

条例の概要でございますが、背景及び趣旨といたしまして、市内のし尿処理施設2施設、北吉城クリーンセンターとみずほクリーンセンターでございますが、いずれも老朽化が進行しておりまして、今後、大規模な修繕が必要な時期になっております。

一方で同施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、下水道の普及や人口減少の影響により、施設建設当時の見込み量より減少しており、両施設とも現状の処理能力に余裕のある状況となっております。

このため、令和4年度から、し尿及び浄化槽汚泥の処理機能をみずほクリーンセンターに統合

し、特に老朽化の著しい北吉城クリーンセンターを、し尿処理施設からし尿中継施設へ機能変更するための改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、新たな施設区分として、し尿中継施設を設け、同施設として北吉城クリーンセンターを位置づけるものでございます。

この改正の市民への影響でございますが、し尿処理は従来どおり実施可能であることから、市民への影響はございません。施行日は令和4年4月1日でございます。

備考でございますが、高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約についても併せて改正をするものでございます。

続いて3ページをお願いいたします。新旧対照表で改正箇所を説明いたします。第1条でございますが、第1条中、「処理施設」を「処理及び中継施設」に改めます。また、第2条の表中、施設区分に新たにし尿中継施設を設け、北吉城クリーンセンターをし尿中継施設に改めるものでございます。こちらの説明は以上で終わります。関連がありますので32号のほうへお願いいたします。

それでは、続きまして議案第32号について説明いたします。最初に9ページをお願いいたします。それでは、議案の要旨を説明いたします。提案理由は北吉城クリーンセンターをし尿処理施設からし尿中継施設へ変更することに伴う改正でございます。議案上程の根拠等につきましては、地方自治法第252条の14、第3項において準用する。同法第252条の2の2第3項の規定により、普通地方公共団体の事務の委託に関する規約の変更について議決を求めるものでございます。

議案の概要でございます。背景及び趣旨につきましては、市内のし尿処理施設の2施設が、いずれも老朽化が進行し、今後、大規模な修繕が必要な時期になっております。一方で同施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、下水道の普及や人口減少の影響により、施設建設当初の見込みより減少しており、両施設とも現状の処理能力に余裕がある状況になっているというところでございます。

このため、令和4年度から、し尿及び浄化槽汚泥の処理機能をみずほクリーンセンターに統合し、特に老朽化の著しい北吉城クリーンセンターを、し尿処理施設からし尿中継施設へ機能変更することから、当該規約における関係箇所を改正するものでございます。

改正の内容でございます。新たな委託事務として、し尿中継施設の設置・管理及び運営に関する事務を加え、北吉城クリーンセンターを位置づけるとともに、今回のみずほクリーンセンターへの機能統合に伴い、同施設における委託区域及び、委託費用負担割合の見直しを行うものでございます。

現行、みずほクリーンセンターの割合が、旧南吉城地区ということで高山市が4分の1、飛騨市が4分の3の割合でございましたが、ここに北吉城地区の旧2町村分を加えるということで、変更後は高山市が6分の2、飛騨市が6分の4に変更するものでございます。また、併せて委託期間の年号の改正及び別表第2の表示修正を併せて行うものでございます。

こちらにつきましては、飛騨市廃棄物処理施設設置条例についても併せて改正を行うものでございます。

続いて6ページをお願いいたします。新旧対照表で改正箇所を説明いたします。別表の表中、

第1中、3と4の部で、みずほクリーンセンターの委託期間について年号を改め、令和14年度までと改めます。5の部で北吉城クリーンセンターをし尿中継施設として追加し、併せて委託期間を令和14年度までに改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。6の部では、光明苑の委託期間について年号を改め、令和15年度までに改めます。

続いて別表第2ですが、従前の表示に第4条を追加し修正いたします。別表第2中、4の部におきまして、みずほクリーンセンターの負担割合を変更するもので、旧神岡町分と旧上宝村分が追加になることから、それぞれ負担割合を高山市6分の2、飛騨市6分の4に改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。5の部におきまして、北吉城クリーンセンターをし尿中継施設に変更するもので、それぞれの項目について高山市と飛騨市の負担割合に変更はございません。6の部は、し尿中継施設が追加になったことに伴う番号の変更でございます。説明は以上でございます。

●委員長（籠山恵美子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（井端浩二）

ちょっと確認をさせていただきたいのは、老朽化が激しいということで、今後の予定として、みずほクリーンセンターの改修というか、そういう計画はあるんですか。考えていらっしゃるんですか。その辺を確認させてください。

□環境水道部長（横山裕和）

みずほクリーンセンターの修繕につきましては、数年前に検討しておりまして、そのときには大規模改修は行わずに通常の修繕で対応していくという方針でございました。

ただ、令和14年度まで、まだ10年間あるということで、通常の修繕だけでいけるのかというところもございますので、来年度の予算でその辺のことも検討して、今後どうしていかうかということの精査をしてみたいと考えております。

○委員（野村勝憲）

北吉城クリーンセンターは中継だけという機能になるわけですね。そうすると、スタッフ編成はどうなるんですか。

□環境課施設係長（渡辺晃）

一応、今は処理施設だったものが中継だけになるということで、やはり手間がかからない状態になりますので、現在、処理施設で地元の業者さんのほうに管理委託をしているわけですが、今は常時3名でやっています。今後、中継施設になってからは、基本的には1名で、時間帯もずっと常勤しなくてもいいということで、朝開錠をして、点検をする時間帯と、最後に施錠をして帰るといったところの管理ということになります。

○委員（野村勝憲）

地元の業者の関係でしょうけども、そうしますと2名の方は雇用を守られるわけですね。

□環境課施設係長（渡辺晃）

2名の方も、そちらの業者さんの社内の中で、ほかの業務に当たられますので、そちらのほう

は大丈夫だと聞いております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

北吉城クリーンセンターは中継タンクとなるということでお聞きしたんですけど、盆とか正月はどうしても搬入量が増えてくると思います。

それで、今までは北吉城クリーンセンターで、神岡と上宝分を処理していたんですけど、それがなくなるということで、当然、みずほもそういう盆とか正月の前は増えてくると思うんですけど、その辺の処理能力は問題ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

□環境水道部長（横山裕和）

みずほクリーンセンターの処理能力といたしましては、年間1万4,600キロリットルの能力がございます。

令和2年度の実績でございますが、みずほクリーンセンターのほうの処理量が6,141キロリットル。北吉城クリーンセンターは5,653リットルということで、1万1,800リットルほどの処理をしております。これは処理能力に対しまして80%程度でございます。また、令和4年度の推計では、もう少しさらに量が減る予想をしております。

併せまして、みずほのほうは中継施設ということで、一時貯留することができますので、量の多い時期の変動につきましては、この余裕で十分にやっつけていけるというような計算でございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

通常運転であれば、1万4,000リットルなんぼが、1万1,000リットルと余裕がありますが、老朽化しているということで、当然、年間に何日か、そういったトラブルによる休転もあるというふうに聞いておりますので、その辺の改修、みずほクリーンセンターのほうの改修スケジュールというのは何かあるんでしょうか。

□環境課施設長心得（中田賢一）

施設の改修工事につきましては、搬入量が少ない時期を選んで工事を行っておりますので、その辺も問題はないと思っております。

○委員（住田清美）

ちょっと単純なことを伺いますが、北吉城クリーンセンターは今度、中継場になるということなんですけど、一旦集めてそこに中継をされるんですけど、みずほクリーンセンターへ運ぶ頻度というのは、毎日搬入されるんでしょうか。それとも1週間に何回とかという頻度になるんでしょうか。

□環境課施設係長（渡辺晃）

一応、現在の計画では、平日の月曜日から金曜日、毎日運ぶ予定にしておりますので、一応、一旦北吉城クリーンセンターのほうに入れまして、そこで中継したものを、10トンバキュームといった大きい車で積み替えて、1日あたり2回から3回の搬入を予定しております。

○委員（住田清美）

ということは、それだけみずほクリーンセンターへ車を多く搬入されることになる、処理も多くなるということなんですけど、この辺について、地元区、宮川の三川原地区だと思っておりますが、地元の皆様への説明とか、ご理解は得られているんでしょうか。

□環境水道部長（横山裕和）

この計画が持ち上がりました数年前から地元区のほうへは、理解を求めるように説明を重ねておりまして、本年度、年末、11月に協議会がございましたけど、その場でも改めてお願いをいたしまして、地域の皆様方にはご理解をいただいているところでございます。

●委員長（籠山恵美子）

ほかにご意見はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

討論なしということ認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

採決は個々に行います。最初に議案第31号について採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

●委員長（籠山恵美子）

次に、議案第32号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

◆休憩

●委員長（籠山恵美子）

それでは、職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時17分 再開 午前10時18分 ）

◆再開

●委員長（籠山恵美子）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第33号 飛騨市飛騨牛調教用グラウンド施設条例を廃止する条例について

●委員長（籠山恵美子）

次に、議案第33号、飛騨市飛騨牛調教用グラウンド施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第33号について説明いたします。飛騨市飛騨牛調教用グラウンド施設を廃止する条例です。

3ページの条例関係議案要旨をご覧ください。提案理由は利用がないことによる廃止です。この施設は平成24年に開催された全国和牛能力共進会長崎大会に向けて、市内畜産農家が群での候補牛を調教する施設として飛騨河合飛騨牛繁殖センター敷地内に設置したものです。

それ以降、群での出品がなかったことに加え、その後、家畜伝染病予防強化など、繁殖センター敷地内での利用が難しく、利用がない状況になっているため廃止するものです。

その代替として、令和4年度に防疫上のリスクが低い飛騨河合飛騨牛繁殖センター保管庫、保管庫は飼育牛舎から1キロメートル以上離れた別の場所にある旧匠ドームですが、この施設を有効活用し、係留策、牛をつなぎとめる柵を設置する予定です。今後、調教が必要になった場合、飛騨市共進会はそちらを使用します。以上で説明を終わります。

●委員長（籠山恵美子）

説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

説明をいただいて確認ですけど、10年以上、1回も使われなかったということですね。

□畜産振興課長（古川尚孝）

この施設は平成22年度の9月に完成してしまして、平成24年度の全国和牛能力共進会長崎大会に向けてできたわけですけど、その間、市の研修や共進会とか、いろいろな組合の研修会、または当然、調教でも使ってしまして、平成22年度から平成26年の前半まで使っております。調教も含め共進会でかなり多く利用しております。

●委員長（籠山恵美子）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

では、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものとして報告する

ことに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（籠山恵美子）

職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時22分 再開 午前10時23分 ）

◆再開

●委員長（籠山恵美子）

休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第34号 市道路線の廃止について

議案第35号 市道路線の認定について

●委員長（籠山恵美子）

次に、議案第34号、市道路線の廃止について及び議案第35号、市道路線の認定についてを会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第34号、35号につきまして関連がありますので、一括してご説明をいたします。

初めに議案第34号です。こちらは市道路線の廃止についてでございます。2ページをご覧ください。こちらが今回、廃止する8路線でございます。このうち717古川駅裏線、こちらにつきましては廃止のみでございまして、その下の7路線につきましては、廃止の後、新たに認定するものでございます。

続きまして議案第35号です。こちらは市道路線の認定でございます。2ページをご覧ください。今回、認定路線は10路線となっております。今回の市道路線の廃止認定は3点の理由によるものでございます。

まず、1点目は飛騨古川駅東開発に伴いまして開発エリア内の市道の廃止でございます。2点目は、国道360号、種蔵～打保バイパスの供用開始に伴う旧道部分の市道認定でございます。3点目は、古川南部農免農道及び神岡農免農道の市道認定でございます。

それでは、議案34号の3ページをご覧ください。こちらは古川駅裏線、飛騨古川駅東開発に伴いまして開発エリア内の市道につきまして、市道の用を供しなくなることによる廃止でございます。

4ページをご覧ください。こちらは古川朝霧線です。古川南部の農免農道の部分をこちらの路線に新たに追加して、市道とするため一旦廃止するものでございます。

議案35号の3ページをご覧ください。こちらが古川朝霧線を古川南部農免農道を含めて中野の県道交差点までを新たに認定するものです。

続きまして議案34号の5ページをご覧ください。こちら、大瀬～成手線は国道360号、種

蔵～打保バイパスの供用開始に伴いまして、旧道部分を市道として管理するために、関係する本市道を一旦廃止するものでございます。

議案35号の4ページをご覧ください。こちらは先ほど廃止した大瀬～成手線を大瀬～打保線と名称を変更しまして、廃止部分も含めて旧国道360号、打保地内までの区間を新たに延長して認定するものでございます。

続きまして議案34号に戻っていただきまして、2ページの一覧表をご覧ください。こちらの路線番号121、薬師～野首線から、126吉田線までの5路線は神岡農免農道を市道認定して管理するため、関係する市道の起終点の変更に伴い廃止認定するものでございます。

こちらの内容は少し複雑なので詳細は本日配付しました神岡農免農道の市道認定に伴う関係市道の変更についてという資料のほうをご覧くださいと思います。

こちらの上の図が市道路線を廃止する箇所、一旦、こちらの5路線を廃止いたします。下の図は市道路線を認定する箇所、廃止した後、新たに8路線を認定いたします。

まず、上の図ですけれども、こちら左右にグレーで神岡農免農道がありまして、これを挟んだ中央に色がついた市道5路線と農免農道が重複した部分がありますので、一旦、市道5路線を廃止いたします。

黒色の矢印がありまして下の図、市道路線の認定です。まず、太い黒色の神岡農免農道を市道山田～麻生野線として新たに認定いたします。これに伴いまして、市道山田～麻生野線と重複した区間を取り除いて起終点を変更し、新たに再認定するものでございます。

具体的には、まず茶色の部分、市道吉田線につきましては、市道山田～麻生野線までとして延長を短くして再認定をいたします。分割されましたピンク色の部分を新たに第3吉田線として認定いたします。

続いてオレンジ色の市道吉田～蔵柱線は2路線に分割されまして、市道山田～麻生野線交差点から下側の区間を新たに吉田～蔵柱線として再認定いたします。新たに赤色の部分を市道第2吉田線として認定いたします。

残りの3路線、青色の薬師～野首線及び紫色の下小萱線、緑色の日陰線につきましては、市道山田～麻生野線と重複する部分を取り除きまして、起終点を変更して再認定するものでございます。以上が今回の市道廃止及び認定に伴う内容でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（籠山恵美子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（籠山恵美子）

討論はなしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に議案第34号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (籠山恵美子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長 (籠山恵美子)

次に、議案第35号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (籠山恵美子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました5案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (籠山恵美子)

異議なしと認めます。よって、委員会報告の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (籠山恵美子)

以上をもちまして、第2回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 午前10時33分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員長 籠山恵美子